

公 告

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

令和8年1月28日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 今井 勝一

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定

（2）基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（3）基本協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

（4）基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）基本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して決定する。

（6）基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、業務内容は被災流量等を算定するための流出解析及び水理解析等を実施する。

（7）基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

（8）基本協定（案）は、別添－1のとおりである。

2. 基本協定締結のために必要な要件

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
　なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。
- (3) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から基本協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成27年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、国、県または市町村等が発注した契約金額100万円以上の流出解析等の実績があること。
　なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 過去2年間（令和5年度～令和6年度）に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
　ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を早急に配置できること。
- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計）
 - ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

3. 基本協定締結に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 基本協定締結者については業務実績、災害調査の能力、緊急時の体制、地域精通度等を総合的に勘案して決定する。
- (3) 基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和8年3月11日（水）を予定している。
- (4) 基本協定締結の期日については、令和8年3月23日（月）を予定している。

4. 基本協定締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 流域治水課
流域治水課長（内線351）、流域調整係長（内線354）
電話 0949-22-2034 FAX 0949-22-2859

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

②交付場所：遠賀川河川事務所ホームページからダウンロード（上記（1）で手渡しで交付することも可。）

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

②提出場所：上記4. (2) に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

以下の提出先メールアドレスに送付する。

提出先メールアドレス：qsr-onga_ryuchi01@mlit.go.jp

④申請書は、様式ー1に会社の代表印を押印したものを提出すること。なお、メール提出の場合についてはスキャンデータをpdfで提出するものとし、原本の送付は必要ない。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

(4) 申請書の作成要領、評価及び決定方法等の詳細については、協定説明書による。